経済建設委員会会議録

令和6年12月10日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:29

【案件】

- 1. 議案第 97号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
- 2. 議案第 98号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 3. 議案第 99号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 4. 議案第100号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 5. 議案第101号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- 6. 議案第102号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 7. 議案第103号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 8. 議案第104号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 9. 議案第112号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷 事故)
- 10. 議案第114号 市道路線の認定
- 11. 議案第115号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号))

【 所管事務調査 】

- 1. 公営住宅の現状と今後について
- 2. 飯塚駅周辺の開発に伴う水道管の布設について

【報告事項】

1. 「オートレース選手負傷による損害賠償等請求控訴事件」の判決について

(公営競技事業所)

2. 飯塚市立地適正化計画【改訂版】 (素案) の意見募集について

(都市計画課)

3. 工事請負契約について

(契約課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第97号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第97号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補 足説明をいたします。

予算書213ページをお願いいたします。今回の補正は、飯塚オートレース場での開催日数を当初、通常開催78日、ミッドナイトレース85日の計163日で設定しておりましたが、通常開催78日、ミッドナイトレース89日の計167日と開催日数が4日増加したこと及び9月までの売り上げの実績を踏まえ、執行残など関係経費の整理を行ったもので、歳入歳出にそれぞれ16億3996万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を259億8744万4千円とするものでございます。

予算書216ページをお願いいたします。勝車投票券発売収入、18億521万5千円の増は、開催日数の増加による見直し及び9月までの実績により、248億5981万2千円の売り上げを見込むことによるものでございます。今年度から本格的に開始したオーバーミッドナ

イトオートレースを含むミッドナイトレースの売り上げが好調であることが主な要因でございます。

次に、場外発売業務受託事業収入でございますが、これは他の4場での開催レースを飯塚で場外発売した売り上げに対して受け入れるものでございます。今年度9月までの1日平均の売り上げが減少していることに伴い、7862万1千円を減額補正するものでございます。

続いて、歳出予算のご説明をいたします。

予算書219ページをお願いします。本場開催経費2億8653万9千円の増につきましては、開催日数及び電話投票、民間ポータルの売上増加に伴うものでございます。

このうち、選手宿舎宿泊業務委託料259万4千円の増につきましては、開催日数、夜間勤務の増による競走会職員の人件費及び物価高騰による給食費の増加、競走会業務委託料1157万4千円の増につきましても、開催日数及び夜間勤務の増加等によるものでございます

競走業務委託料、これは選手の落車による災害補償、競走車の破損補償などでございますが、 実績から1614万1千円の減額としております。

電話投票等事務委託料は、ミッドナイトオートレースの売上増加に伴い2億6732万9千円の増、JKA交付金についても、売上額の増額補正に伴い3926万円の増としております。 一方、場外発売関係経費につきましては9154万7千円の減額補正としております。

このうち、専用場外発売所施設運営委託料、こちらは飯塚市が管理施行の専用場外発売所 10か所に係る経費ですが、専用場外発売所の売り上げが減少していることに伴い、 4133万円を減額補正するものでございます。

場外発売等業務委託料は、飯塚場開催レースの他場での売り上げに対する委託料になりますが、川口場での発売が少なかったこと、名古屋専用場外場が廃止になったことなどから 5021万7千円を減額補正するものでございます。

次に、包括的民間業務費は、包括的民間委託契約に基づき対象となる歳入から歳出を差し引き、そこから飯塚市への収益保証額を除いた額を支払うものでございます。勝車投票券発売収入などの歳入増加に伴い4065万4千円増額としております。収益保証額は売上金の1.2%及び150億円を超えた額の7%で、8億1846万3千円でございます。

勝車投票券払戻金12億6004万円の増は、勝車投票券発売収入の増額に伴うものでございます。

次に、一般管理費の小型自動車競走場施設改良基金積立金につきましては、今後発生する施設の改修費に充てるための基金積立金でございまして、1億5千万円を増額し2億2千万円を積み立てるものでございます。補正後の年度末基金残高見込みは16億5602万9千円となります。

予備費につきましては、令和6年度の単年度黒字を見込むものでございまして、単年度黒字、つまり赤字解消額は当初予算より286万9千円増の1億1282万5千円となり、令和6年度末の累積赤字見込額は3億5626万7千円となります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第97号 令和6年度 飯塚市小型自動車 競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議あ りませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算 (第 1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第98号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の227ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ201万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8790万8千円とするものでございます。

主なものを歳出からご説明いたします。231ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費、33万6千円の減額は、人件費の精査による減額でございます。1款1項2目の市場管理費、167万5千円の減額は、各種委託料の執行残の減額及び消費税の見込みの減額などによるものでございます。

続いて、歳入の主なものについてご説明をいたします。戻りまして、230ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料につきましては、去38月24日に株式会社飯塚花市場が事業閉鎖したことに伴う使用料の減に伴い、25万3千円を減額補正しております。2款1項1目の一般会計繰入金、188万1千円の減額は、財源調整をした結果、減額とするものでございます。3款1項1目の繰越金、12万5千円の増額は、令和5年度決算の結果、増額とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

花卉市場を、今もう閉めてありますけど、実際これは使用料が入ってない、25万3千円は使用料が入らないということで聞いておりますが、予算的にはもう花卉市場は今、片づけをしたりとか何とかで、実際かからないんですか。

○農林振興課長

使用料につきましては事業閉鎖後、全額補正予算、減額しておりますのでかかっておりません。また光熱水費についても止めておりますので、かかってないという状況でございます。

○瀬戸委員

建物自体はあるわけでしょう。その維持経費は全くかからないんですか。

○農林振興課長

飯塚花市場が使用していた施設については現在、費用がかかってないという状況でございます。

○瀬戸委員

減価償却とか出てこないんですか、建物は。

○農林振興課長

予算上には一応上がっておりませんので、一応ないというふうに考えておりますけれども。

○瀬戸委員

予算上ないというより現実に起きてくることでしょう。予算に関係ないですか、減価償却は。 全く関係ないんですか。

○経済部長

花市場の建物につきましては、今現在はもう市場さんが撤退されましたので、競り場、管理 棟、全てを使用しておりませんので、そこに対する光熱費等は発生をしておりません。先ほど 言ったように減価償却という部分につきましては、市の建物ですので税金自体はもともとかかっておりませんので、建物としての価値は下がっておりますけれども、それの金額というのは予算のほうに反映されておりませんので、一応影響がないという形で答弁させていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

今後の見通しはどんなふうに、計画が進んでいますか。

○農林振興課長

花き部の休止についてご報告を行いました9月13日の経済建設委員会以降の経過でございますけれども、新たな卸売業者の候補先といたしまして、飯塚市地方卸売市場の青果部の卸売業者であります、ファーマインド新筑豊青果株式会社に対しまして、市と関係団体等とともに打診等協議を行っております。その協議に同席した関係団体といたしましては、ファーマインド新筑豊青果株式会社以外といたしまして、本市地方卸売市場青果部の買受人組織であります新筑豊青果商業協同組合、また花き部の買受人組織であります飯塚花商組合、さらには管内の花生産者で構成されます飯塚花き園芸組合のそれぞれの役員の方、これに飯塚市を含めた関係5者でございます。これら関係団体と協議を行った結果、ファーマインド新筑豊青果株式会社からは、引受けができないという回答がなされております。

今後についてでございますが、新たな卸売業者の条件といたしましては、卸売業務を的確に 実施していくために必要な知識や経験、また資力を有していることが重要であると考えており ますので、今後は、県内の花卉卸売市場の卸売業者等に対して、飯塚花き園芸組合、また飯塚 花商組合の役員の方々と一緒になって交渉を進めていくこととしておりまして、現在、相手方 との日程調整を進めているところでございます。

○坂平委員

今の説明はいいですけど、新聞等で出されているのは、卸売業者がなかなか見つからないと。 そして、生産者ももうよそにほとんど行ったり、高齢化が進んでなかなか花卉の生産が追いついていないと。ほとんどの花卉の生産者はよそに持って行ったり、そして販売店あたりはよそから仕入れて販売をしていると。今後の見通しとして、花卉市場の再建ができるのかなという心配があるわけですよ。その辺りをあなた方がしっかりと運営が継続できるような政策は、何か考えてあるんですか。

○農林振興課長

質問委員が言われますとおり、先日の新聞報道でもありましたとおり、仕入価格が上がったとか、花の生産者においては、やはり違う市場に持っていくことが非常に負担になっているというふうな記事がございましたけれども、そういった状況も含めまして、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、花き園芸組合の方や花商組合の方々、こういった方たちと意見調整をしながら、早急に次の相手方と交渉を進め、できる限り早く市場を再開したいというふうに考えております。

○坂平委員

その交渉は分かるんですよ。だから、あなた方が交渉されてあると思いますけど、見通しとしてはどんなふうですか。何度もしつこく聞くようですけどね。今のところ全く花卉の運営が難しいというようないろんなところの話を聞きますけど。その辺りは、建物はまだ築何年もたっていないわけですから。せっかく花卉の市場をあそこに新しく新築しているわけですから、例えば、花商組合が可能なのかどうか。そして、もし可能でなければ、先のことを考えなければいけないと思うんですよ。だからその辺りの政策をどういうふうに考えてあるのかなと思うのですが。

○農林振興課長

質問委員が言われますとおり、今、全国的に花卉業界が非常に厳しいという現状がございますので、今後も県内の花卉卸売市場を運営している卸売業者と交渉していく上では、非常に厳しい見通しもあるのではないかなと想定をしております。万が一ですけれども、卸売業者が見つからないというような状況になりましたときには、当然、花市場の廃止ということも検討しなくてはならないと考えておりますけれども、その場合の飯塚花市場が使用していた施設の用途等につきましては、やはり市場を再整備した経緯ですとか、市場の本来の目的に沿った形での使用について、今後関係者等も協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○坂平委員

市場を移転してまず魚市場がなくなりましたよね。この飯塚市に花卉がなくなった場合、これをなくならないように、何とか方法を考えて交渉をしっかりとやってもらわないと、だんだん、だんだん、いろんな市場がなくなっていく。そうすると、人口増、定住促進をしていく中において、そういう利便性がなくなってくると、なかなか定住促進も進んでいかないと思いますよ。だからしっかりとその辺り、例えば家賃にしても何しても、少しダウンしても、その辺りをしっかりと確保するように頑張ってください。お願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第98号 令和6年度 飯塚市地方卸売市 場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議あり ませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設政策課長補佐

「議案第99号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明いたします。今回の補正は、全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。

補正予算書の239ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ34万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3424万1千円とするものでございます。その内容につきましてご説明いたします。

243ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目、一般管理費の4節、共済費の職員給与費につきましては、4万4千円を増額しております。1款1項2目、駐車場管理費の26節、公課費につきましては、令和5年度の消費税が確定しましたことで39万3千円を減額しております。

1ページ戻っていただきまして、242ページをお願いいたします。次に、歳入につきましてご説明いたします。1 款 1 項 1 目、駐車場使用料につきましては、昨年 7 月のゆめタウン飯塚開業に伴う工事関係者等の定期券収入の減などにより、124 万 9 千円を減額しております。2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、財源調整のため、83 万円を増額しております。3 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、令和 5 年度決算による繰越金 7 万円を増額しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今、飯塚市営の駐車場は何か所あるんですか。

○建設政策課長補佐

コスモスコモン横にある立体駐車場1か所になっております。

○瀬戸委員

以前はシルバー人材センターに任せていた駐車場が何か所かありましたよね、もう全部今は 閉めてあるということですか。

○建設政策課長補佐

質問委員が言われたとおりで、今現在は1か所になっております。

○瀬戸委員

飯塚小学校の上のほうの飯の山のところに、今あるのはありますけど、あれは飯塚市はもう 管理してないということですか。

○建設政策課長補佐

飯塚市で管理しておりまして、健幸プラザのほうの駐車場として利用のほうをしております。

○瀬戸委員

それは無料で停められる駐車場ということですか。

○建設政策課長補佐

健幸プラザの施設の一部ということで、無料で駐車のほうをしております。

○瀬戸委員

これは、いろいろ管理とかはして、黒字になっているんですか、赤字になっているんですか。 駐車場事業は。

○建設政策課長補佐

駐車場事業としては今のところ、一応、黒字ではございます。

○瀬戸委員

大体委託、今の立体駐車場のほうは、委託というか管理委託してあるんですけど、管理はシルバーがやっているとか、そういうことですか。

○建設政策課長補佐

令和3年度から令和7年度までの委託契約で、業者は太平ビルサービス株式会社となっております。

○瀬戸委員

民間の会社ですか。

○建設政策課長補佐

はい、民間の株式会社となっております。

○瀬戸委員

その委託はプロポーザルか何かで入札されたんでしょうか。

○建設政策課長補佐

はい、指定管理者制度を利用して行っております。

○瀬戸委員

何年間ですか。

○建設政策課長補佐

今現在の契約は、令和3年度から令和7年度の5年間となっております。

○瀬戸委員

立体駐車場は営業時間は何時から何時までになっていますか。

○建設政策課長補佐

24時間営業となっております。

○瀬戸委員

それ僕も聞こうと思って、24時間になったらいいなと思って。24時間営業してあるということですね。

現在、前に駐車場にしてあった土地とかで、駐車場用地として使用できる場所とかはもうないんですか。

○建設政策課長補佐

現在ないと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二委員

関連でちょっとお聞きします。今24時間営業ということでございますが、最高ここまでという料金の上限というのは決めてあるんでしょうか。

○建設政策課長補佐

上限がございまして、1日停めますと上限が1200円になります。また、それを越すと、 そこから加算していくというふうなシステムになっております。

○田中裕二委員

丸一日、例えば24時間後までが1200円、それを超えればプラス加算されていくという ことですね。

○建設政策課長補佐

質問委員が言われたとおり、そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第99号 令和6年度 飯塚市駐車場事業 特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありません か。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第100号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算 (第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

「議案第100号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして、補足説明をいたします。

予算書249ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3314万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7533万7千円とし、第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、250ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明いたします。

次に、地方債の補正につきましては、第2条で、地方債の変更は、251ページの「第2表地方債補正」に記載しております。

それでは、第1表及び第2表の詳細につきまして、253ページをお願いします。

254ページをお願いします。歳出につきましては、1款1項、工業用地造成事業費につきまして、第1目、栗尾工業団地造成事業費につきまして、1796万2千円を減額いたしております。これは、進入路改良工事等の入札結果による減額でございます。次に、第2目 飯塚あかね工業団地造成事業費につきまして、1517万8千円を減額いたしております。これは、基本設計業務委託等の入札結果による減額でございます。先ほどの栗尾工業団地造成事業費の減額と合わせまして、計3314万円を減額いたしております。

255ページをお願いします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書で ございます。今年度からの借入となりますことから、表の一番右の欄になりますが、当該年度 末現在高見込額は1億6240万円となっております。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第100号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第101号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料、補正予算概要書の3ページ上段をお願いいたします。収益的収支でございますが、水道事業収益で、414万6千円減額いたしまして、総額を28億7898万4千円とするものでございます。主なものとしまして、給水収益977万円の増及び受託工事収益1421万9千円の減によるものでございます。

水道事業費用につきましては、7221万3 千円減額いたしまして、総額を26億1681万9 千円とするものでございます。主なものとしまして、委託料1291万5 千円及び受託工事費1309万5 千円の減によるものでございます。

次に、下段の資本的収支でございますが、資本的収入で、2540万5千円増額いたしまして、総額を10億8026万円とするものでございますが、主なものとして、水道メーター口径別納付金の増によるものでございます。

4ページ上段をお願いいたします。資本的支出につきましては、2765万7千円減額いた

しまして、総額を22億1341万9千円とするものでございます。主なものとしまして、改 良事業費の減によるものでございます。

以上、「議案第101号」の補足説明を終わります。

併せまして、昨日12月9日、本会議の「議案第101号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の議案質疑の中で、川上議員から審査要望がございました「原導水管布設替工事の入札不調を含む入札から予算について」というご質問がございましたので回答をさせていただきます。

入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、市内業者による特定建設工事共同企業体であること等の参加要件を決定し、4月24日に入札公告を行いましたが、5月21日の入札参加申請書提出期限までに、申請書の提出が1共同企業体のみであったことから、入札を中止しております。その後、再度業者選考委員会において、福岡県内に営業所を有する市外業者を含めた参加要件等に変更し、5月31日に入札公告を行い、7月8日に入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが、2共同企業体から参加申込み申請があり、2者による入札の結果、落札額2億6239万5980円で、瓜生・大貴特定建設工事共同企業体が落札しております。

予算につきましては、10月下旬に工事を繰り越す可能性が高いということで、繰り越した場合の試算表を企業局から財政課に提出をしており、その後、財政課より、一般会計の補助金については、令和6年度の執行がない分について、減額するとの内示を受けております。

以上、審査要望に対する回答を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

8ページの資本的収入及び支出の中で、支出で調査費がありますよね。調査費が557万8千円減額になったというふうになっておりますけど、これに関連してお尋ねいたしますけれど、2024年11月29日にNHKテレビで放送されました、水道水のフッ素化合物濃度に関することについて質問なんですけれど、水道水へのフッ素化合物混入検査の令和6年度の実施状況はどうなっているのかお尋ねします。7月の経済建設委員会に調査報告があっておりますけど、これはたしか過去3年間、一番直近でも令和5年度、令和6年3月までの資料だったと思いますけど、今年度の調査結果がどういうふうになっておるのか、お尋ねいたします。

○上水道課長

今年度につきましては、令和6年6月から8月にかけて、9か所の全ての浄水場ごとに給水 栓において、PFOS及びPFOAの水質検査を実施しております。結果といたしましては、 暫定目標値、PFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり50ナノグラムに対し、全て 1リットル当たり5ナノグラム以下となっております。

○道祖委員

後ほどで結構ですから調査結果、調査場所と調査日時と調査結果の資料を頂けたらと思いま すので、よろしくお願いいたします。問題ないということですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第101号 令和6年度 飯塚市水道事業

会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第102号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」を 議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第102号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料、補正予算概要書の4ページ中段をお願いいたします。収益的収支でございますが、工業用水道事業収益で、62万8千円増額いたしまして、総額を5773万6千円とするものでございます。主なものとしまして、給水収益の増によるものでございます。

工業用水道事業費用につきましては、64万2千円増額いたしまして、総額を5772万円とするものでございます。主なものとしまして、人件費の増によるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的支出で、15万5千円減額いたしまして、総額を9194万9千円とするものでございます。主なものとしまして、新設事業費の減によるものでございます。

以上、「議案第102号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第103号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題 といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第103号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料、補正予算概要書の5ページ上段をお願いいたします。収益的収支でございますが、下水道事業収益で、1136万8千円減額いたしまして、総額を22億1224万3千円とするものでございます。主なものとしまして、下水道使用料1616万5千円の増及び他会計負担金547万7千円の減によるものでございます。

下水道事業費用につきましては、3852万円減額いたしまして、総額を20億9368万 1千円とするものでございます。主なものとしまして、委託料の減でございます。

次に、5ページ下段の資本的収支でございますが、資本的収入で、2068万1千円減額いたしまして、総額を4億1283万8千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、1414万円減額いたしまして、総額を11億2748万円とするものでございます。収入・支出ともに主な減額の要因としましては、施設改良費の減額に伴い、企業債の借入額も減額となったものでございます。

以上、「議案第103号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

下水道使用料は増というふうになっていて、ご利用いただける方が多くなってきているということは、事業として望ましい方向に進んでいっておるというふうに思っておりますけれど、使用する際に、下水道につなぎ込む際に受益者負担金というのがありますね。敷地面積に対してつなぎ込むときに、そういう名目でお金を払い込まなくてはいけないということですね。この点について、ちょっとお尋ねしていきたいと思いますけど、まず受益者負担金の制度についてはどういうふうになっておるのかをお尋ねいたします。

○企業管理課長

受益者負担金につきましては公共下水道整備に要する費用の一部をご負担いただき、負担の公平を図りつつ、公共下水道の整備を促進しようというのが趣旨でございます。そのため公共下水道整備に伴い、生活環境や公衆衛生が改善され、土地の利用価値が増大することから、利用、利益を受ける方、すなわち受益者の方に、土地の面積に応じて受益者負担金を納入していただくものとなってございます。

○道祖委員

敷地面積に応じて、お金を納付というか、負担金を頂いておるというか、そういうことになっているんですけれど、大体どのように頂いているのか、算出方法。例えば何平米以上は幾らとか、そういうふうになっておるのかどうか、その辺を具体的に、上限がどういうふうになっておるのか、その辺がどうなっておるのか、確認させてください。

○企業管理課長

算出方法でございますが、所有してある土地の面積に、1平方メートル当たりの単価、292円を乗じて、負担金額を算出しております。ただし集合住宅や店舗を除く一般家庭につきましては、10万円が限度額ということになっております。

○道祖委員

平米は分かるんですけど、単価の決め方というのはどういう形で決まってきているんですか。 これは国の指導とかそういうのがあるんですか。292円と言われましたかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:51

再開 11:00

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

大変失礼いたしました。先ほどの受益者負担金の単価1平米当たり292円の算出方法でございますが、受益者負担金の単価決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立ちまして、全国の徴収状況も勘案して、全体事業費の5%程度を負担していただき、事業費へ充当することとしております。これによりまして、総事業費の5%を総賦課面積で割った金額ということで算出をしております。

○道祖委員

2点お願いがあるんですけれど。単純に言えば、上限が10万円ということは、100坪で330平米ですから、これは9万6千円ぐらいになるわけですよね。ということは、105坪ぐらいだったら10万円を超えているわけですよね。ほかの町では、例えば、子どもが小さいから減免とか、お年寄りだから減免とかいう制度がないのか、そういうことは考えられないのか。というのは、住宅地によっては、もうお年寄りだけしか住んでいないところに公共下水道がやってくるというような実態もあるわけなんですよ。もう子育てやら全部終わって、もう1人で住んでいるとかですね、高齢者の人たちが。それで年金生活だというような方々がいら

っしゃって、そういう人たちのところに引き込むときに減免をしていただければ、例えば、今、 公共下水道が来るまでに合併浄化槽をつけているんですよね。だからつなぎ込もうか、つなぎ 込むまいかと思ったときに、受益者負担もあるし、今度はつなぎ込むのに改造しなければいけ ない部分も出てくるわけでしょう。つなぎ込みの費用については、たしか少し補助金が出ると は思いますけれど、にしても、もう年金生活者になったら、そこまでしてつなぎ込まずに、も う合併浄化槽でいいやという方もいらっしゃるわけですよね。だったらそういう面でいくと、 絶対100%にはならないんですけれど、計画では、つなぎ込みのパーセントがどうしても下 がりますから、できるだけつなぎ込んだ使用料で運営していかないといけないので、一時的な 減免も考えてつなぎ込みを促進するという方法もあるんじゃないかと思うんですが、それにつ いて、ほかの自治体ではそういう実態がないのかどうか。ないにしても、そういうことについ て考えられないのか、それが1点。それと、例えば定住政策をやっていくときに、広域で開発 するときに、公共下水道につないでくださいと1個ずつつなぎ込みをさせたほうがいいのか、 開発するときにもう既に来る予定で、もう引き込ませるという前提の下で、単純に大きい広さ に対しては、また、つなぎ込んで使用料が大幅に増えるんだから、そこで、つなぎ込むときに 減免とか、そういうことを考えていくこともひとつ再開発というか、住宅開発においては必要 なことで、そうすれば定住政策が進むのではないかと思いますけど、そういうことについては 考えられないのか。

○企業管理課長

先ほど一般家庭の居住用に供する場合は上限額が10万円という説明をさせていただきました。本市につきましては65歳以上のみで構成される世帯につきましては30%の減免措置や、一括で支払った方の場合には約16%の一括納付報奨金として交付する制度を設けております。 先ほど委員がご紹介いただきました水洗化補助金10万円というのも整備をさせていただいております。

○道祖委員

人数に関係なく、65歳以上だったら減免は30%してますということですね。そういうことですか。そして、老人しか駄目なんですよね。65歳以上しか住んでいないと駄目なんですよね。若い人が一人でもいたら駄目なんですよね。それは1人なのか2人なのか、1人でも2人でも一緒ですか。1人だったらもう少し割引率が高いとかそういうことはないの。全部事実かどうかチェックしていってるんですか。

○企業管理課長

65歳以上のみで構成されるということになっておりますので、その分、65歳以上のみで構成されてある世帯については、その減免措置を受けるような形になります。チェックは、申請書、申請をしていただいたときに世帯の状況も確認をさせていただくような形になっております。

○道祖委員

そしたら、例えばうちの家は70歳が2人おるんですよ。30代以上が3人おるんですよ、5人住んでいるんですよ。使用量はいっぱいですよ、恐らく。使用量は5人だから、つなぎ込むときに減免にはなりませんよね、単純に言えば。使用量はいっぱいなんですよ。だから、何となく矛盾する。それも矛盾ではないかなと思うんですけどね。お年寄りは金がないから、それはいいことだと、私はお願いしたいと思っていたからいいんですけどね。一発で払ったら、十何%減免ですか。それは何か根拠があるんですか。

○企業管理課長

一括のほうをしていただくことによって事務処理の軽減ということになっておりますので、 その分で報償金としてお支払いするというような制度になっております。

○道祖委員

だから、いつも聞くのは、その数字の根拠が何か法律に基づいたものなのか、ただ鉛筆をなめて決めたのか、それを聞いているんですよ。例えば65歳以上の人だったら30%と言っているでしょう。お金がないからね、年金生活者として。僕は、それはいいことだと思う。ただ、それだったら50%にならないのかというような考えになるわけですよね。すると、逆に今言ったように、使用量がいっぱいの標準家庭をどこに置くかによって、標準使用量及び引き込むときに超えるのは分かっている家庭に対して、何で減免できないんですか。利用し始めたらお金はいっぱい払うんですよ。トイレだけじゃなくて風呂の水も使うし、水道量も多いからですね。食事もしていて、もう5人もいたら風呂もずっと――。だから早くつないではほしいんですよ。合併浄化槽だってちょっと調子が悪くなったら、臭いがしますからね。だからご近所のことを考えたら公共下水道を早くしてほしい、早くしてほしいと思っているんです。それは迷惑かけたくないし、使用量が多いんですよ。そうなったら、使用量が多いところに減免はしないで、考えるべきじゃないかなと一瞬思ったんですけど、だから、減免の在り方というものを検討していただければと思いますけど、数字的な問題もありますけれどね、何十%、ちょっとその辺は何かご答弁いただけないですか。

○企業局次長

他の自治体をちょっと調査研究させていただいて、今後考えたいというふうに考えております。

○道祖委員

重ねて、使用量が多いというのはなぜ、それで、その開発の面積が多いところは、もう公共下水道が入りますと分かっているならば、それについても早く埋めるために、開発するところと相談して、こういう形で減免ができますよというような方法も考えたほうがいいんじゃないかなと思いますので、減免の在り方について、他の自治体について調査して検討すると言っていただいていますので、その点についても、他の自治体はどういうふうになっているのか。ちょっと調査していただいて、前向きな検討をお願いいたします。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今つなぎ込みの話ばかりしたけど、新しい団地を造成して造られる、開発会社、住宅会社さんいらっしゃいますけど、敷地内の、当然下水道区域内で敷地内の本管というか、そこに入れるこれは今のところ業者持ちですか。各家庭がつなぎ込むところだけじゃなく本管もでしょう。これ何とか資本的支出でできないですか。やはり事業者側は本管を入れると相当な金額がかかるので、まあいいか、じゃあもう取れるところも合併浄化槽にしてしまおうかというところが多いんですね、自分のところの負担が少なくなるから。でも今、やはり先ほどおっしゃったように、浄化槽よりは本下水のほうがいいというハウスメーカーさんはほとんどそうなんですよね。そうすれば今言ったように、結局、収益は後からついて上がってくるわけですから、何とかその辺も検討を一緒にしていただけるように、お願いをしたいなと思っています。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

根本的にこの予算等は、補正予算が今回の予算とは全く関係ないけど今下水の話が出ました からね、委員長いいですか、関連でお話をしますけど、今、下水道の工区、決められています よね、工区割を。あれはどういうふうにして決められているんですか。

○下水道課長

今の話は事業計画区域の話だと思うんですけども、基本的には令和5年から7年度の間で整

備できる範囲を計画して区画を決定しております。

○坂平委員

何年度から何年度までのできる範囲内を、工区決めをしているということですけど、基本的に工区を決めるときの、例えば鯰田地区とか、立岩地区とかいろいろあるじゃないですか。全部下水が普及しているわけではないから、決めるときの順番、工区の範囲、それは例えば下水を通してそれにつなぎ込みをするというような調査は各家庭に全部して、それで採算が合うか、合わないかということを調査した中で、工区決めをしているんですか。その辺りの説明をちょっとしていただけますか。

○下水道課長

今回決定しているところは、汚水処理構想というものが前提にありまして、まず最初の一次 選定としまして、土地利用の状況とか調査を選定しております。その後に、二次選定として整 備困難な区域ですね。土地が低いとか、堤防敷とか、どうしても管が設置できないような所を ふるいにかけて落としております。そういった調査をかけまして、次、三次選定、住宅や人口 の集中状況の調査選定をしております。そういったものをフィルターにかけまして、区域の状 況を、住宅が密集している所、そういったものを勘案して区域を決定しております。

○坂平委員

いまいちあなたの説明に理解できない部分があるんだけど。基本的に加入者の確認はしているわけですか、下水を通した場合に。住宅の多い地域、それに対してその加入を、下水を通した場合に、つなぎ込みをされますか、されませんかというようなことは調査しているわけですか。

○下水道課長

その内容の意向調査等はしておりません。

○坂平委員

下水管を通しますよね。そしてつなぎ込みをしなかった場合は、全く採算が合わないわけでしょう。だからその調査は全くしてないの。恐らくしないと、事業は進められないと思いますけどね。それともう一点、あなた方が決めている下水道工区、年次ごとに決めていますよね。ここは何年度から着手する予定とか、それはあなた方だけで決めているわけですか。それともどこかのコンサルタントかどこかにお願いして、地域の下水を通るか、通らないかとか、高低差とかいろいろあると思うんですよ。だから、そういった抜本的な計画は立ててあるんですか。〇下水道課長

先ほど申しましたように、計画する段階では意向調査をしていませんけれども、事業計画に入れまして、事業を実施する前には意向調査をしております。近隣でいきますと鯰田地区とかを意向調査をやっております。計画の分につきましては建設コンサル、下水道の委託専門業者に委託して事業計画を進めております。

○坂平委員

5年間なら5年間というサイクルで計画が立ちますよね。5年間の間にやっていないところもあるわけですよ。もうそれを過ぎて、その区域というのはもうある程度、範囲が決まっていますよね。そのほかにも早く下水の工事をやってもらえないかなというような地域もあるわけですけど、それは全くあなた方だけで決めているわけですか。そういう地域の要望とか、そういうのが出てくればそこは優先的にやるわけですか。

○下水道課長

前回の区域の変更で、長く事業計画の区域に入っているところは、区域から削除しております。要望とかにつきましては、この汚水処理構想の基本的な、その費用の面とか、浄化槽のほうが有利か、公共下水道が有利かとかいうのを計算をして、集合処理がいいところにつきましては公共下水道、それ以外については単独浄化槽、そういったもので計算に基づいて区域とし

ては決定しております。

○坂平委員

基本的に下水道事業というのは、収支計算で採算が合う箇所はやるわけね。採算の合わない 箇所はもうしないという考え方ですか。

○下水道課長

国の方針にもあるんですけども、そういった採算が取れるところを公共下水道にやるという 大きい方向性がありますので、それに基づいて計画を立てております。

○坂平委員

国の考え方じゃないでしょう。飯塚市の考え方でやらなければいけないのではないですか。 飯塚市の地の利とか、飯塚市に住んでいる方々のために下水をやっているわけでしょう。違う んですか。今のあなたの答弁であれば、国の考え方がそうですから、そういうふうなやり方で やっていますというように聞こえたんだけどね。その辺りどうですか。

○下水道課長

国の考えの下で、そういったものを企画、検討しておりますので、その中で、あと飯塚市と してできるところを、前回の汚水処理構想でも計画しておりますけれど、区域の選定をやって おります。

○坂平委員

区域を選定するのに、順番制。これの下水道区域に指定して、あなた方は各地区をずっと分けてしていますよね。その順番をどういうふうに決めているのかなと思うわけです。だから今、鯰田地区をやっていますよね。5年間の間に計画を立てて、途中でそれを廃止したり、新しいところをまた計画立てたりとかいうのがあるじゃないですか。その辺りの仕組みがちょっと分からない部分もあるんですよ。だからそれの決め方をどういうふうに決めているのかなと。あなた方だけで決めているのかどうかというのは、その辺りの説明がちょっと欲しいなと思うんですよ。

○企業局次長

令和3年度に事業計画区域の見直しを行っております。そのときに、事業計画区域に入っておる市民の方々に対しまして、下水道に接続されるかどうかの意向調査を行っております。それを基にその地区ごとに割合を算出いたしまして、優先順位を決定いたしております。

○坂平委員

先ほどの説明では意向調査はやっていませんというような回答ではなかったのか。だから、 基本的に意向調査を基にやっているわけね、地域住民の方々の。それは自治会ごとに確認を取ってやっているんですか。それとも自治会長あたりからそういうことをやって、報告を聞いて、 ここは100軒あったら70軒つなぎ込みをしますよとかいうような意向調査をやっているんですか。どういうような意向調査しているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:27

再開 11:33

委員会を再開いたします。

○下水道課長

先ほどのところで意向調査をしてないということでしたのは、令和3年度の面積を削除したところにつきましては、広げるところについては意向調査をしておらず、削除するところの区域の意向調査をしております。一つ遡って令和2年度に無作為の意向調査をしておりまして、それを地区ごとにまとめて集計しております。地区を取りまとめたところの意向調査を基に、優先順位をつけて整備する地区をある程度算定しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第104号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題 といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第104号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料、補正予算概要書の6ページ上段をお願いいたします。収益的収支でございますが、病院事業収益及び病院事業費用ともに、1742万円増額いたしまして、総額を病院事業収益については5億8403万2千円、病院事業費用については5億7700万1千円とするものでございます。主な増額の要因としましては、医業費用の経費の増額に伴い、医業収益の負担金交付金も増額となったものでございます。

資本的収支でございますが、資本的収入及び資本的支出ともに127万3千円増額いたしまして、総額を資本的収入については2億4417万1千円、資本的支出については2億4467万1千円とするものであります。主な増額の要因としましては、令和5年度の機械整備事業費繰越分に係る病院事業債の償還額確定による企業債償還金の増額、それに伴い納付金も増額となったものでございます。

以上、「議案第104号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第112号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、ご説明をいたします。

議案書の42ページをお願いいたします。本案は、令和6年11月13日の経済建設委員会にて報告させていただきました、市道上における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

本件事故は、令和6年9月9日、月曜日、午後5時頃、飯塚市柏の森地内におきまして、相 手方が市道折口・天神坂線を東方面から西方面へ走行中、道路脇に生えている竹が倒れ車両に 落下し、ボンネット、天井などを損傷させたものです。

事故によります市の過失は100%であり、損害賠償額は52万2099円となっております。

道路の点検補修につきましては、日頃よりホームページ等での情報提供依頼、職員への呼びかけ及び道路パトロールなどにより、危険箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、 今後はより一層安全管理に対する注意喚起を行い再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕二委員

今の事故の箇所、これは9月議会で議案に上がっておりました6月23日の樹木の枝が折れて落下して車両のボンネット天井を損傷させたという議案が上がっておりましたが、これと同じ場所ということですか。

○土木管理課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

今言いましたように6月23日に、樹木の枝が折れて落下して破損させた、今度は9月9日に同じ場所で今度は竹が倒れてボンネットを破損させたと。6月のときは六十七万幾らをお支払いされて、今度は五十二万幾らをお支払いされるということでございますが、この樹木とか竹が生えている土地というのは、もう前回もお聞きしましたけども、市の土地から生えている樹木、竹ということで間違いないですね。

○土木管理課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

3か月の間に2回も同じ場所で同じような、事故といいますか、あっておりますが、これが市の土地であるのであれば、ちゃんと点検して伐採するなりするべきだったんじゃないかと思います。6月の時点でそういうことがあって、点検をされたのであれば、ここは危ないなということも当然気がつかれたと思いますが、そのまま放置されて3か月後に、同じ所で52万円の損害を払わなくちゃいけない。点検をきちっとされてなかったんじゃないかと思いますがいかがですか。

○土木管理課長

一応点検はしておりまして、8月下旬の台風10号の後に。一応倒れそうな木々を伐採しております。その伐採が完了した後に、また、今の事故に至っております。

○田中裕二委員

8月に伐採したときには倒れそうではなかったという認識だったんですね。

○土木管理課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

もういっそのこと全部伐採しておけばこんな事故にならなかったんじゃないか、こういう箇所がたくさんあると思いますので、しっかりと維持管理、見回りをされながら、未然に防いでいただきたいと要望いたします。以上です。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)」については、原案のとおり可決することに、ご 異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第114号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○十木管理課長

「議案第114号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書48ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、1路線、延長121.8メートルでございます。市道認定路線明細に 記載しております一連番号1番の路線は寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、 49ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 市道路線の認定」については、 原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。 次に、「議案第115号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業土木課長

「議案第115号 専決処分の承認」について、ご説明いたします。「専決第9号 令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

令和6年10月1日専決分の補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、令和6年8月台風10号 災害にかかる災害復旧等に要する経費につきまして補正するもので、既定の予算総額に 7072万1千円を追加して、835億5675万5千円にするものです。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、県支出金・市債では、歳出に計上しております災害復旧費等にかかる財源を、それぞれ補正いたしております。繰入金の財政調整基金繰入金では、財源調整といたしまして1737万1千円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災状況等を記載いたしております。農業施設災害復旧費では、35か所の災害復旧にかかる経費といたしまして、5343万円を計上いたしております。

以下、同様に、農地災害復旧費では、1か所、193万1千円、林業施設災害復旧費では、4か所、136万円。

5ページをお願いいたします。道路橋りょう災害復旧費では、14か所、830万円、河川 災害復旧費では、9か所、570万円を計上いたしております。

今回の災害にかかる各地区での内訳は、飯塚地区で24か所、穂波地区で1か所、筑穂地区で24か所、庄内地区で4か所、予備で10か所を含む合計63か所となっております。

繰越明許費につきましては、事業完了が次年度にまたがるおそれのある農業施設災害復旧事業の事業費について追加いたしております。

6ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

説明は以上になっております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号))」について、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:50

再開 12:58

委員会を再開いたします。

道祖委員から「公営住宅の現状と今後について」、所管事務調査をしたい旨の申出があっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

本会議の場で、公営住宅の現状について質疑があったと記憶しておりますけれど、改めて、市営住宅の現状についてお尋ねして、そして、その内容によっては現地調査を行い、そして今後の在り方について考えていきたいと思いまして、所管事務調査をさせていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「公営住宅の現状と今後について」、所管事務調査を 行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「公営住宅の現状と今後について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

ここに、飯塚市公営住宅等長寿命化計画の概要版を持ってきております。令和5年6月。飯塚市としては公営住宅のストック方針か何かを定めてきたと思いますけれど、この中には、2018年度に策定した計画では整備目標戸数を3800戸といたしましたというふうになっております。2032年度の目標戸数は3800戸になっております。こういうふうに目標を定めて公営住宅の在り方について取り組んでおるんですけれど、これに従って質問していきたいと思いますけれど、現状の市営住宅の管理戸数と入居戸数、そして空き家戸数についてどうなっておるのか、まず、お尋ねいたします。

○住宅課長

本市が管理する市営住宅戸数は、令和6年11月末現在で4306戸。うち入居戸数は2747戸、空き家が1559戸となっており、入居率は63.79%となっております。空き家の1559戸につきましては、長寿命化計画に基づき、老朽化が著しく、現在の入居者の退去をもって団地全体の用途を廃止するため公募を停止している政策空き家が597戸、建物の損傷が激しく補修が不可能な状態となり公募を停止している住宅が28戸、簡易な補修を行うことで今後公募に出せる住宅が934戸であり、実質的な入居率としましては74.62%となっております。

○道祖委員

公募停止にしているところと、政策的に入居させていないところ、そういうところについて も維持管理していかなくてはいけないということになってきておるんだろうと思いますけど、 どういうふうに管理されているのかお尋ねいたします。

○住宅課長

公募を停止している住宅や空き家の管理につきましては、適宜、職員による巡回を行うとともに、近隣住民の住環境整備のため、年に一、二回、玄関周りや裏庭の草刈りなどを行っております。

○道祖委員

維持管理をしていかないと、建物というのは人が入って住んでいないと老朽化がどんどん進んでいくと思うんです。空き家を維持管理していかなくてはいけない。これの費用は、年に1回か2回草刈りとかいう話でしたけれど、やはり草刈りをしなくてはいけないとか、そういう維持管理費がかかってきておるわけですね。この費用についてはやはり、財政の面から考えたら削減していくべきだというふうに私は考えるんです。もったいないなと思います。

それと、一戸建ての公営住宅というのはあまり目にしないように思います。どうしても長屋方式なり、縦に、やはり集合の建物になっていると思うんですけれど、例えば長屋方式の建物で、例えば4戸で長屋になっていて、真ん中が1つ抜けているとか、歯抜けというんですかね、そういうような状態のものもあると思うんですけど、団地によってはそういうところがいろいろあるんじゃないかと思うんですよね。例えば4戸長屋に1戸しか入ってない。ほかのところは4戸長屋で、同じ団地の敷地の中に4戸長屋で3戸入って1戸空いていますよと。この1戸を移せば4戸長屋が満杯になっていくとか、そういうふうに集合させたほうが逆に管理しやすいのではないかとか思うわけですけど、その辺の実態がどうなっているのか、具体的に説明ができますか。

それと、この資料によりますと、6ページに事業手法の判定結果というのが出ておりますね。 判定結果は、「維持管理する団地」が9団地、「改善」が21団地、そして「非現地建替」が8団地、「優先的な建替え」が18団地、「用途廃止」が12団地となりましたとあるんですよ、6ページに。例えば、用途廃止と書いてあるのが、勝守、山内、蟹ヶ浦、平恒新町、楽市1、長楽寺、赤坂、新町西、石丸、上勢田、東勢田・明治、石丸改良。これが用途廃止になっておりますけれど、この用途廃止になっている団地の現状がどうなっておるのか、ご説明できますか。

○住宅課長

まず1つ目の質問に対しての答弁になりますが、4戸連の住宅に、一、二世帯しか住んでない住宅等は市内の至るところにあります。そういった住宅につきましては、入居者の集約を現在行っているところでありまして、政策的に住み替え等の移転を推進させることで、管理戸数を減らすことができるというふうに考えております。

現在行っている取組としましては、空き家が多い棟などの対象住宅を個別に訪問し、入居者 へ住み替えや移転等の案内を行いながら、市営住宅内での住み替えなどを提案し、要望等をお 聞きしながら入居者が希望する地域や住宅をできるだけご案内できるよう対応し、事務を進め ているところでございます。また空き家となった住居の解体を計画的に継続していることで、 まとまった敷地の確保ができ、その敷地での建て替えや、土地の払下げなどが可能になり、市 有地の有効活用ができるものと考えております。

2つ目の質問ですけれども、今、公募停止になっている住宅の現状ということで、今ご質問がありました。公募停止になっている住宅の長屋が全て空き家になった際には、適宜解体等を行っております。そのほかにつきましては、現在住まれている方の住環境整備を考えながら、維持修繕対応をしているところでございます。

○道祖委員

であるから、用途廃止するということで、基本、用途廃止して、みんながまだ居住している わけでしょう、12団地には。全部が居住しなくなったら、それから対応しましょうと。どう いうふうにするか考えていきましょうというような答弁ではないかと思いますけど、違います か。

○住宅課長

例えばなんですけども、この各団地、十数戸から、点在しているような住宅となっております。 1 棟丸ごとなくなった際には、なくなった住宅から順次取り壊しを行っておりますので、 そこの住宅全てがなくなるまで解体等を行えないということはありません。

○道祖委員

例えば、団地の中に4戸長屋が4棟ありますと。1棟ずつ空き地にしていきますよということで、結局、用途廃止はいつまでにしますという期日はないわけですよ。言いたいことは、ということは、そこの団地は維持管理をしておかなくてはいけないということです。更地にしたとしても、その部分だけ分筆してから用途廃止するわけじゃないんでしょう。だからあなた方は一人でも住んでなければ、団地は用途廃止の方針は決めたけど、10年先、20年先に、一人でも住んでいれば、それは公営住宅の団地として位置づけて、そのまま維持管理していかなくてはいけないということになるわけですね。そしたら12団地が全部そうだったら、総面積はどれぐらいで、何年先にその用地を再利用なり、定住政策なり、いろいろなことが考えられますけれど、利用しようとする、そこまでの考えはないということでしょう、今の段階では。

それで、じゃあ住宅の在り方はいいのかどうかですよ。例えば、ここに書いてある団地の数だけでも68の団地があるわけです。これを集約化した、例えば入居者の希望とかいろいろありますけれど、今住んでいるところよりも生活環境がよくなるので移転していただけませんかというような取組を、個々の維持管理する団地なり、優先的な建て替えなりあるわけですから、例えば優先的な建て替えをするところがあるならば優先的に建て替えて、そこの居住環境がよくなるならばそちらに移住してもらう。そのときに移住する費用とかいうものがかかるのは承知していますよ。だけどその後ですよ。その分を補助しても、建て替えて金を出してでも移住してもらったほうが、公営住宅の、例えば用途廃止を決めた団地の跡利用については前向きに進むのではないかと思うんですけれど、その辺はどうですか。そういう考え方で今まで取り組んできたかと言ったら、今までなかったように思うんですけれど、どうなんですか。この中にそういう考えで取り組んでいっていますと書いていますか。

○住宅課長

今、質問委員がおっしゃったようなことは明記されておりません。そこの団地が全部なくなるまで待つのかということでしたけれども、今現在、政策的移転ということで各戸訪問して、移住してもらうというような取組をしておりますが、なかなかやはり高齢を理由にであったりとか、地域のコミュニティー、その場から離れたくないとか、引っ越し先の市営住宅の家賃が上がるとか、そういった理由がありまして、なかなか進んでおりませんけれども、そこの団地が有効活用できるように、政策的移転につきましては力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○道祖委員

その結果、2032年度に3800戸の市営住宅がありますよと。そして、それは市内に 66の団地がありますけど、それはもうしようがないんですよと。その中で3800戸にしますよということですか。やはり集約化を図っていくということですか。市民の皆さんにはいろいろな事情があるかと思いますけれど、しかしやはり、今努力はされておりますけれど、一層の努力をしないとこれは進まないんじゃないんですか。長寿命化実施による効果というのが出ておりますけれど、これは可能なんですか。年平均縮減額合計 296 万 7 千円、住棟当たりの年平均縮減額合計 1964 万円。これは計算上こう計算しているんでしょうけど、これは可能ですか。

○住宅課長

現在これを目指して取り組んでいるところでございますが、ちょっとやはりこの数字は厳しいものがあるのかなと、個人的には思っております。

○道祖委員

時間の関係もありますのでしつこく言いませんけれど、改めて、現地を私どもも見ているところと見ていないところがあります。それで、まず、資料として66の団地でありまして、これ、お手数でしょうけど、1の団地は、勝守、用途廃止になっています。これが団地として戸数は何戸あって、どういう建物で、戸数と建物の形態、そして入居状況、そういうふうに全部の資料を用意できますか。手元にあるんでしょう、皆さん。当然管理しているから、何棟あるとか、戸数と棟数と、空き状況、入居状況、利用状況はいいんですけど、この資料を全部出していただいて、ただそのときに、住宅の部分だけじゃなくて取付道路がどういうふうになってるかというのが分かるようなものもつけて、要は団地のある場所に取付道路があって、レイアウトがどうなっているとか、そういうような資料で頂くことができますか。

○住宅課長

今、委員から要望がありました資料につきましては、整理をしたものはございません。ですので、新しい資料となりますが、データ等整理を行った後、資料を作成し提出することはできます。

○道祖委員

委員長、取り計らいをよろしくお願いします。

○委員長

ただいま道祖委員から要求があっております資料は提出——、今はできないということですかね。

お諮りいたします。ただいま道祖委員から要求がありました資料については、要求すること に、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 13:18

再開 13:18

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

いつ頃出せるかなんですけどね、というのは、次回の委員会は今のところ1月29日を予定 しております。この委員会のメンバーも2年間ですから、3月議会で一応委員会としては終了 するような形になるのではないかというふうに私は思いますけれど、その間に機会があるのは 1月29日と、3月議会の本会議中に開催される委員会になるわけですけど、その前に資料を 頂けるなら頂いて、現地視察をさせていただきたいなと思っておるんです。これは委員会としてするのか、個人で行くのかはちょっとどちらがいいかというのはあるんですけれど、やはり現地を見ないと分からないと思うんですね。だから、今後の委員会の在り方については、今言ったように、1月29日にやる予定でありますけれど、これは委員長とまたほかのメンバーの方とご相談して、どうするか検討して、また皆さんとご相談させていただきますけれど、一応そういう運びでいきたいと思っておりますので、ぜひ早急に資料を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長

ただいま資料要求がありました件につきましては、1月29日の委員会までに作成して提出 をいただくようお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

関連ですけどね、今、道祖委員が資料要求を言われましたよね。1月29日に現地を視察するのであれば、その前に作って提出してください。それと付け加えて言うならば、なぜそういうことを今、話しているかというと、市営住宅の用地がありますよね。これは今言うように、今現在が764棟あって、空きが1559戸あるわけですよ。だから今のような状況ならば、住まいを集約したら、空き地が相当出ると思うんですよ。今の飯塚市の財源からいうと、そういったところを財源として確保したいというような考え方をしているわけですよ。だから、そのためには住宅課と、都市建設部、それと建築課と合わせて、できればレイアウトを、こういうふうに集約すればこれだけの有効面積が確保できますよとか、地形は段差があったり、今取付道路がどこから入れられるとか、いろんな計画が立てられると思いますので、加えてそれまでに、あなた方で3つぐらいのプラン案を考えてほしいなということを付け加えてお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

本件については引き続き調査をするということで、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

次に、道祖委員から「飯塚駅周辺の開発に伴う水道管の布設について」、所管事務調査をしたい旨の申出があっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

御承知のように、飯塚駅周辺整備が着々と進んでおります。住宅も張りついてきておりますけれど、周辺整備のときに、地中埋設管について何も考えてなかったんですよね。整備した後に道路を造るのはいかがなものかと思いまして、まず、現状で考えられる水道管の布設状況についてお尋ねしていきたいと思うわけです。周辺整備等を絡めてですね。そういうことで、所管事務調査をさせてください。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「飯塚駅周辺の開発に伴う水道管の布設について」、 所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「飯塚駅周辺の開発に伴う水道管の布設について」を議題といたします。道祖委員に質疑を 許します。

○道祖委員

御承知のように、飯塚駅周辺地区整備基本計画が策定されて、それに従って飯塚駅の駅舎の 改築等に取り組んできております。また、駅前の橋も架け直したり、いろいろやってきており ますが、着々とまちづくりが進んでおります。飯塚市立地適正化計画の中において、この地区 については都市機能誘導区域が設定されて、JR飯塚駅から半径800メートルの範囲内の商 業地域を中心拠点型都市機能誘導区域として設定しておりますというふうになっております。 この場所にどれぐらいの都市機能を誘導するお考えなのか、それとその結果によって人口はど れぐらい増えるというふうに考えておるのか、この中には数字が出てきてないんですよね。

○都市計画課長

今回の飯塚駅周辺地区整備基本計画の中には、具体的にどれを持ってくるといった数字はございません。周辺整備計画の中では、市場周辺の道路、それから東西利活用のための自由通路、それに伴う駅前広場整備、それから公園等の整備をするような計画になっております。具体的な数字とか施設というのはございません。

○道祖委員

整備したら人口は増えるのでしょうか。増やすためにやっているんでしょうか。減るのを前提として、人口は減ってきますけれど、幾ら整備しても減っていくんだという感覚で、この整備計画に取り組んでいるんですか。

○都市計画課長

人口については全体的に減っているというのは事実でございますけれども、この中心拠点であります駅周辺、この辺の整備をすることで、民間の投資を誘発するような、そういった効果があるというふうに考えています。

○道祖委員

居住誘導区域というふうに書かれているんですよ。居住誘導すると。都市機能を誘導すると。 当然、人口を増やしていくという考え方に基づいて、立地適正化計画をつくって、飯塚駅周辺 整備を行っていっていると。今後人口は増えていくでしょうと。人口が増えるのは民間活力に よってやっていきたいという考えですよね。その成功した例が、端的に言えば新飯塚駅の駅周 辺整備でしょう。この市役所の周辺もそうですけれど、JR新飯塚駅の東側、西側の整備は、 民間開発が行った結果として、人口が増えてきているということですよね、違いますか。

○都市計画課長

新飯塚駅につきましても、駅前広場と自由通路を市のほうが整備しまして、結果的に委員が おっしゃいますように、民間のマンションが増えて、人口が増えているというような状況でご ざいます。

○道祖委員

1点確認いたしますけれど、この資料の27ページに、飯塚駅周辺地区整備計画の対象範囲設定が出ておりますけれど、昔の線路沿いに嘉穂農林高校がありましたけれど、嘉穂農林高校の演習田、田んぼがあったんですけど、田んぼのあったところは対象範囲から外れておりますけれど、今それは県が払い下げて、民間が開発しようとしておるという話を聞いておりますけれど、以前計画を組んだときは、まだそこまで進んでなかったから、範囲に入れてなかったのかも分かりませんけれど、これはどういう理由だったのか、ちょっとお聞かせください。

○都市計画課長

確かに委員がおっしゃいますように、計画をした当時は、こういった開発計画というのはなかったので区域には入れておりません。今回の計画につきましては、立地適正化計画の中の都市機能誘導区域を対象に入れているような状況になっております。

○道祖委員

27ページの紫色の枠の中で、これは、遠賀川の脇を走っている、昔、ローンテニスか何か あった横の道路ですね、そこまでもう含んで考えてもいいということでいいんでしょうか、今 の答弁は。考えるべきだと私は思うんですよ。あそこの田んぼは恐らくパチンコ屋さんとかあったりしましたけど、もう更地になってきていますよね。建物も壊れたと思う。ということになれば、そのうちそこも開発されるんじゃないかと思うんですね。やはり、駅周辺の整備とともに。だから、そこまでやはり含んだ形で考えるべきだと私は思いますけども、どう思いますか。

○都市計画課長

今回の計画の区域というのが、開発を阻害するものではありませんので、当然そこは開発すれば、今回のこの区域の開発を阻害するものではないというふうに考えていますので、そういったことも十分考えられると思います。

○道祖委員

範囲については分かりました。それで、今、私が承知しているのは、駅前の病院の横にマンションが1つ建つという話ですね。それと堀池のほうに、駅の近くに経理学校があったと思いますけれど、経理学校の周辺に1つマンションが建つというふうに聞いておるんです。早速、飯塚市の考えている定住政策が、この計画によって進んでいっておるんだろうと思うんですが、そのときに、今回質問させていただこうと思ったのは、人口が増えてくると。増えてくるときに、水道の供給能力はあるのかどうか。まずどういうふうに、駅東側と西側が開発されていきますか。西側については、昔から昭和通りがあって、炭都ビルとかいろいろありましたので、住宅が張りついておったから、水道管も大きなものが入っていて、そしてそれも随時更新されて、老朽管ではないというふうに私は思っておりますが、現実的にはどうなっているのか。

○上水道課長

現状での必要量については、現時点では満足しておると考えております。新たに開発等が行われる場合、開発場所や使用水量等の条件によりますが、既設配水管の給水能力に支障が生じるおそれがある場合は、飯塚市水道事業給水条例等をはじめ、各要綱等により、自己の負担で増径等の改良をお願いしているところでもあります。それと、今の既設管の布設年度等については、すみません、今の時点ではちょっと把握はできておりません。

○道祖委員

有収率の問題はいつも話題になりますね。漏水をしていると。この地域では、漏水は、ここ 10年間、一件もないですか。それ、言い切れますか。漏水はない、老朽管は入っていないと。飯塚市の場合は、年間6%ぐらいの布設替えを計画しながら、それが達成できていないという資料じゃなかったかと記憶しておりますけれど、それを進めていったとしても、あと何十年もかかるんだというような説明であったような気がするんですけれど、そういう実態の中で、この地域の管を布設年度はどれぐらいで、それは布設替えをせざるを得ないような状況になってるんではないかと思うんですけれど、そこまでは至ってない。それを言い切れますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:37

再開 13:41

委員会を再開いたします。

○上水道課長

布設年度について、飯塚駅の東側については、代表的な管といたしまして、ダクタイル鋳鉄管の口径200ミリが布設年度が昭和50年、飯塚駅西側について、昭和通り沿いなんですけれども、ダクタイル鋳鉄管の150ミリが、昭和54年度に布設されている状況であります。

○道祖委員

50年前、布設替えをするめどというのは何十年でやってるんですか。100年ですか。今 ね、老朽管といって布設替えをしていますね。毎年やっていますけれど、それは何年を基準と して布設替えをしているんですか。

○上水道課長

今言いましたダクタイル鋳鉄管、DCIPにつきましては、法定耐用年数といたしましては 40年でございますけれども、飯塚市の更新基準年数については60年で設定をしております。 〇道祖委員

昭和50年は1975年で、今、2024年だから、49年ね、やはり50年たっているわ けですね。けれど、法的には40年を超えて、飯塚市はそれを延ばしている。だから、いいと ころも古いということですよね。もう布設替えは、あと10年したら本管を替えなくてはいけ ないような状況にあると。東側も西側もね。だったら、単純に言えば、この際開発を進めてい くんだったら、布設替えをするんだったら、優先的にこの地区で取り組んでいったほうがいい んではないかというふうに思うんです。併せて、それはなぜかと言ったら、人口が増えたとき に、今は足りているか分からないけど、どれぐらいキャパシティーがあるかという話ですよね。 それから考えていったら、ひょっとしたら、居住戸数が増えたときに、1千人も2千人も増え るかも分からない。そのときに、水量が足りるかどうかということもあるわけですけれど、た だ、それを見越して老朽管であるならば、布設替えに取り組んでいくべきではないかと思うん です。それは都市計画課と一緒になって、どこの地区について土地開発が進んでいくというよ うな、開発行為とか、そういうことは専門で持っているわけですから、そういう話はされてお るんですか、ところで。市長部局と企業局のほうで。これだけまちづくりをします、人口は恐 らく増えます、自分たちの老朽管の水道はここに入ってて、それは耐用年数を超えていますと。 だから布設替えをしなくてはいけない。そういう話合いを持って開発に取り組んでおりますか。 ○都市建設部長

一般的な道路計画、改良工事であったり道路舗装工事であったりというようなときには、当然、地下埋設物がございます。それに伴って、下水道だったら表面にマンホールがございます。当然、事業化に向けて事業計画を立てるときは、企業局と地下埋設の水道管の状況であったりとか、布設替えの計画であったりとか、下水道の状況であったりとか、そういったところの協議を行っております。今回、飯塚駅周辺地区整備基本計画に特化したもので答弁させていただきますと、飯塚駅周辺地区整備基本計画というのは、飯塚市地方卸売市場跡地に道路整備事業をやっております。ゆめタウンの誘致も含めてですね。その場合には、地下埋設物の事業管理者と水道局と、それとガスがあればガス、NTTの地下埋設物、九電の地下埋設物、そういった事業の協議ですか、そこは随時行って、事業計画を立てている状況でございます。

○道祖委員

新飯塚の開発の状況を見てください。あそこはミツミの跡地を1万1千坪、民間が購入して、民間が開発し始めたんです。そのときに、あれだけマンションが建つとか、病院が来るとか、スーパーが来るということを想定しておりましたか。あそこはたしか、知っている限り、ミツミという会社があって、それに対する水道管、公共下水道は入っていましたけれど、今それは水道管も公共下水道も通っているとは思いますけれど、水道管の切り回しとか、いろいろ公共下水道も扱ったんじゃないかと思うんですけれど、そういうふうに、水道管は、僕は扱ったような記憶があるんですけど、ちょっと正式に図面を見ていないから分かりませんけれど、当然、そういうことで、想定していないまちづくりが進んでいったわけですよ。

今、部長がおっしゃった内容については、駅東側については、ある程度分かると言ってるんですよ。ところが、今さっき言った、範囲に入ってないところの開発は進んでいっていますよと。それは想定外なんですよ、私に言わせれば。絵にも描いていないところが開発されていってる。それに対して、企業局はそういうことを想定した水道管の配備が行われているかということなんですよ。既存のままで、そして住宅や、いろいろ店舗が出てきたら、それは受益者が勝手に申請して引かせますよと、口径を上げますよと言ってますけど、そういうことじゃなく

て、まちづくりは、もう少し先行投資しておくべきじゃないかというふうに言いたいわけです。 それは金のかかることもありますけれど、先ほど公共下水道の受益者負担金の話をしましたけ ど、それと一緒で、その使用量が増えるなら、その分先行投資して、どうぞここまでちゃんと まちづくりで整備してますからウエルカムですよ、どうぞ開発してくださいというような姿勢 も必要になってくるのでないかと私は思うんですけれど、どうなんですかね。まちづくりの在 り方というのは、そういうことも必要になってくるんじゃないかと思いますけど、いかがでし ょうか。したいけど金がないとか言うんでしょう、また。

○石田企業管理者

おっしゃられるとおり、お金は今あまりない状況ですけれど、ただ現状では、先ほど上水道 課長が答弁しましたように、開発がはっきり決まって、どの程度の家が張りつくとか、施設、 マンションが建つとか、そういうのがはっきりした時点で、水量が十分かどうかを判断して、 今のところ、開発者のほうで負担している状況であります。

お尋ねの先行投資ですけど、ある程度具体的なものが見えさえすれば、先行投資も可能ではないかというふうに思いますが、ただ、張りつくかどうか分からないところに、水道管を引くというのはちょっと、現時点では難しいと思っております。何か条件が整えば、質問委員が言われるような投資も、可能ではないかと。ちょっとほかの自治体あたりもそういった開発、先ほどの受益者負担金と一緒に、開発に伴う上下水道、生活インフラの整備に関しては、ちょっと調べてみようとは思っております。

○道祖委員

今よりは前向きな答弁をいただいたと思っておりますけれど、もうそれは、都市建設部とよく話をして、まちづくりはこんなふうに進んでいくんだから、ここまで先行投資していったほうがいいよというふうな助言なりを頂いて、前向きに取り組んでいただきたいなと。まちづくりというのはそういうふうにしていかないと進まないというふうに思います。せっかく駅を中心にして、人口を増やしていこう。今やらないと駄目だと思っているんですよ。今がチャンスだと。であるならば、いらっしゃいというような形で、やはり政策を持っていくべきだというふうに、私は思いますので、ぜひ市役所内部で協議して、前向きに取り組んでいただきますようお願いしたいと思いますけど、副市長が代表でいらっしゃいますので、ぜひご意見を頂きたいと思いますけど、どうぞ。

○久世副市長

質問委員のほうからは、本市発展のために定住人口の増に資するいろんなご提案を頂いております。感謝いたしております。

まさにおっしゃるとおりで、今から先の時代というのは非常に厳しい時代になり、待っていてもなかなかいい方向に進んでいかないような状況になっていくと思いますので、先行投資等も含めて、積極的な厳しい行財政改革も行っていく一方ではありますが、当然、積極的な投資等についても検討してまいるというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休憩 13:54

再開 14:05

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申出が あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「「オートレース選手負傷による損害賠償等請求控訴事件」の判決について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「「オートレース選手負傷による損害賠償等請求控訴事件」の判決について」、ご報告させていただきます。

この件につきましては、令和元年10月30日に、レースに参加するために来場しておりましたオートレース選手が、オートレース場管理地区内の側溝に落下、負傷したことで、その設置または管理に瑕疵があったとして、市及び一般財団法人西日本小型自動車競走会を被告とし、損害賠償金731万6787円を求めて提訴していたものでございます。

令和6年4月25日に福岡地方裁判所飯塚支部におきまして、「本件側溝に、民法717条 1項所定の瑕疵も、国家賠償法2条1項所定の瑕疵も認められないことから原告の請求を棄却 する」との判断が下され、その後、原告である選手が判決を不服として、福岡高等裁判所に控 訴している旨を、令和6年6月21日の経済建設委員会におきまして報告しておりました。

この控訴事件につきまして、令和6年11月20日福岡高等裁判所において、「控訴を棄却 し、控訴費用は控訴人の負担とする」旨の判決が言い渡されております。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立地適正化計画【改訂版】 (素案)の意見募集について」、報告を求めます。 〇都市計画課長

「飯塚市立地適正化計画【改訂版】 (素案) の意見募集について」ご報告いたします。資料 2-2 と 2-3 について説明させていただきます。

まず資料 2-2、概要の 1 ページをお願いいたします。今回は、中ほど赤枠で囲んでいる箇所に記載しておりますが、立地適正化計画につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 か年で部分改訂を実施しております。また、計画期間については、飯塚市都市計画マスタープランの最終年である令和 1 3 年度と合わせるため、現行の令和 8 年度から 1 3 年度へ延長するものでございます。

2ページをお願いいたします。この表は昨年度から策定までの流れをお示ししたものです。 庁内検討委員会を計4回、外部検討委員会を計3回実施し、様々なご意見を頂きながら素案を 作成しました。この素案につきまして、令和6年12月1日から12月25日まで、パブリッ クコメントを今現在実施中であり、その意見を踏まえて、本年度中に改訂版を策定する予定と しております。

3ページをお願いいたします。誘導区域の見直しについてです。誘導区域の全体図で、緑色で着色した区域が居住誘導区域、赤枠に斜線で示された部分が都市機能誘導区域になります。左側が現行計画で、右側が変更案、今回は赤丸で囲んだ2か所について見直しを行っております。詳細については、次の4ページと資料2-3にて説明いたします。

それでは4ページをお願いいたします。誘導区域の具体的な対応方針になります。1つ目は、 額田支所周辺における誘導区域の見直しになります。 資料2-3の1ページをお願いいたします。 頴田支所の移転に伴い、上段の現行計画において、旧頴田支所周辺に設定されていた誘導区域を除外し、現在の頴田支所周辺を新たに誘導区域として指定するものでございます。

2つ目は、飯塚市総合体育館を含む市民公園周辺における居住誘導区域の追加になります。 資料2-3の2ページをお願いいたします。今後の新たな施設機能の整備を視野に入れ、市民 公園全体が居住誘導区域となるよう区域を追加するものです。青い斜線で着色した区域が現在 の誘導区域で、飯塚市総合体育館と書かれた右側、薄い黄色で着色した箇所が今回新たに追加 する区域となります。

それでは資料 2-2 に戻っていただきまして、5 ページをお願いいたします。誘導施策の見直しになります。まず 1 つ目は、居住を誘導するために講ずるべき施策として、産業との連携に関する記載を追加しております。誘導区域周辺における工業団地造成のように、地域幹線道路により産業・物流拠点と居住誘導区域をつなぐことで、職住近接環境の推進と居住の誘導を図るよう、拠点連携型都市を推進してまいります。 2 つ目としましては、現行計画では、公共交通に関する施策がないため、飯塚市地域公共交通計画との整合を図りながら、拠点連携型の都市づくりに向けた公共交通ネットワークの構築、民間と行政との連携による持続可能な公共交通体系の構築の 2 つを新たに追加しております。

6ページをお願いいたします。令和2年9月の都市再生特別措置法の改正に伴い、居住誘導 区域内で行う防災対策・安全確保対策を定める「防災指針」の作成が位置づけられております。 下の赤枠に検討フローを記載しております。まず「地震」、「河川洪水」、「土砂災害」、 「その他」の災害ハザード情報と、「人口」、「都市機能」、「避難(場)所」、「道路網」、 「建築物」の都市の情報の重ね合わせによる分析、それから現状の課題整理を行いました。対 応方針、施策目標スケジュールの検討に当たっては第2次飯塚市総合計画、飯塚市都市計画マ スタープラン、飯塚市国土強靱化地域計画等々と整合・連携を図ることとしております。

7ページをお願いいたします。分析結果による、居住誘導区域内における災害リスクの状況と、現状と課題を整理しております。災害リスクの高いエリアとして黒い波線で囲んでおりますが、ピンク色と赤色で着色された浸水深3メートル以上のリスク想定が最も多く、また浸水継続時間が1日から33日未満のリスクが想定されている中で、遠賀川を中心に人口や都市機能が集積しているという現状がございます。こういった災害リスクの高い地域に対して、今回防災指針で対応方針を検討するようにしております。

8ページをお願いいたします。この8ページから10ページにかけましては、これまでの防災上の現状、課題と、庁内各課で認識している課題を併せて、防災まちづくりに関する取組、スケジュールを検討したものです。災害リスク分析から抽出された課題と、各課の実際の施策や取組内容の整合性を確認し、「地震」、「河川洪水」、「内水」、「ため池」に分けて具体的な取組内容を整理しております。

11ページをお願いいたします。目標設定についてです。左から2列目の目標につきましては、「都市機能」、「交通ネットワーク」、「居住」、「防災」の4つの分野に分けて見直し、現行計画の評価項目を生かした目標設定を行っております。また、今回の防災指針の作成に合わせて、下の防災の目標として2つ、まず1つはハード面として、浸水対策事業の進捗率、ソフト面として自主防災組織活動カバー率を新たに設定しております。この目標設定によって得られる成果として、一番下に記載をしておりますが、評価項目を「健康寿命の延伸」と設定しており、現行計画と同様に、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を引き続き目指していくこととしております。

以上で、立地適正化計画の意見募集についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっと一つだけ質問したいと思います。この計画につきましては説明のとおり、国・県の制度、上位関連計画の更新に合わせた部分改訂を行うということで、内容についてはよく分かりましたけど、ただ、今、この部分改訂をする必然性というか、それがちょっとよく分からないのでお尋ねいたします。というのは、令和8年度までは第2次総合計画で、多分、令和8年度中に、第3次総合計画の議論をされたり、計画されたりするんでしょうけど、それの1年前に、その部分改訂をする理由が分からない。この内容を見ますと、防災指針の作成とか、居住誘導区域の変更とかありますけど、その辺が、必要なのかと思いますけど、私の考えでは総合計画に合わせて改訂したほうがよかったのではないかというふうに思います。市民の意見を聞いたり、いろんなことをしながら、大変なことをしながら計画を進めてありますけど、総合計画の中でまた変わってくれば、それに伴ういろんな計画が変わってきますよね。地域交通とか防災計画もそうですし、変わる可能性はありますよね。そのときにはまた変えるということになるんでしょうかね。その辺をちょっとお聞きしたい。

○都市計画課長

今回の見直しにつきましては、先ほど委員がおっしゃった中間見直し、10年間の計画でおおむね5年ちょっとが過ぎていますので、まず中間見直しというのが一つと、令和2年9月に都市再生特別措置法の改正がありまして、防災指針の位置づけがされております。大きくその2点で見直しを行ったということでございます。確かにおっしゃるように、上位計画、最上位が第2次飯塚市総合計画になりますので、そういった計画が変われば、当然関連する方針等につきましては次回の全面改訂のときになりますけども、そこで見直しがされてくるものというふうに考えてます。

○城丸委員

計画の半分ぐらいのときに見直しをするということでして、ちょっと遅れているということですけど、どうせ遅れるなら、総合計画まで待ってよかったのではないかと私は思います。そうしないと、総合計画が変われば、総合計画にはいろんな計画がぶら下がっていますよね。さっき言いましたように地域交通もありますし、防災計画もありますし、その分が変わってくれば当然変わってくるということですので、そこまで待ってもよかったのではないかと思いますけど、その辺はどうでしょう。

○都市計画課長

繰り返しの答弁になりますけど、先ほど申し上げました中間見直しというところと、支所の 移転に伴って、防災指針の位置づけと支所の移転に伴って、区域の変更が生じたというところ が今回の見直し、今の時期に見直しをしたということでございます。

○城丸委員

総合計画が変われば、当然、今の手続を、令和5年度、6年度の手続を踏みながら、また変えるということなんですよね。

○都市計画課長

繰り返しになりますけれど、全面改訂のときにそういった見直しを行うということで、どう しても必要があれば改訂することもあるかとは思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。

今回報告いたします工事は土木一式工事2件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、1件目及び2件目ともに市内土木一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。鯰田井手ノ上遊水池新設(1工区)工事につきましては、10者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2381万2700円、落札率91.99%で、柴田建設工業株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります10者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。鯰田井手ノ上遊水池新設(2工区)工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1593万3400円、落札率91.99%で有限会社ダイオー建設が落札しております。なお、本件の入札につきましても、最低制限価格によります9者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

なお、3ページ以降につきましては、入札結果、位置図の資料を添付しております。 以上、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。終了前でございますが、暫時休憩いたします。

休憩 14:24 再開 14:29

委員会を再開いたします。

先ほど調査しておりました「公営住宅の現状と今後について」、再度議題といたします。 お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。 これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。